

職員の懲戒処分について（平成30年10月教育委員会議定例会）（議案第27・28号関係）

No.	No.1	No.2
処分年月日	平成30年10月19日	平成30年10月19日
処分の種類	減給3月	戒告
処分の理由	指定最高速度違反 (41キロメートル毎時超過)	安全運転義務違反（重傷事故）
	<p>（事件・事故の概要） 被処分者は、平成30年4月28日（土）午前6時39分頃、部活動の大会会場に向かう途中、一関市室根町折壁において、50キロ制限のところ、41キロ超過して走行した。</p> <p>また、同人は、平成25年8月13日（火）の進路変更禁止違反など、計4件の道路交通法に違反する行為について、所属長に報告していなかった。</p>	<p>（事件・事故の概要） 被処分者は、平成30年2月18日（日）午後1時20分頃、普通乗用自動車を運転し、盛岡市本宮二丁目付近の信号機のある交差点において、前方不注意により、赤信号で停止していた車に追突し、相手方に傷害を負わせた。</p>
事実発生日	平成30年4月28日（土）	平成30年2月18日（日）
被処分者の年齢	50歳代	20歳代
被処分者の性別	男性	女性
被処分者の所属	中学校	中学校
被処分者の職	教諭	養護教諭
備考	県南教育事務所管内	宮古教育事務所管内